(証券コード6084)
平成29年３月14日

株 主 各 位

東京都港区東新橋二丁目14番１号
株式会社オウチーノ
代表取締役社長　井端純一

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年３月28日（火曜日）午後６時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　　平成29年３月29日（水曜日）　午前10時
　　（受付開始は午前９時30分となっております）
2. 場　　所　　東京都港区芝公園二丁目５番20号
　　メルパルク東京　６階「ラ・ルミエール」
3. 会議の目的事項
　報 告 事 項　　1. 第14期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　2. 第14期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）計算書類報告の件
　決 議 事 項
　第１号議案　　定款一部変更の件
　第２号議案　　取締役５名選任の件
　第３号議案　　補欠監査役１名選任の件
　第４号議案　　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎ 法令及び当社定款第14条の規定に基づき、本招集ご通知に添付すべき書類のうち連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://corporate.o-uccino.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付書類への記載のもののほか、この連結注記表及び個別注記表として表示すべき事項も含まれております。
◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://corporate.o-uccino.jp/）に掲載させていただきますのでご了承ください。

（添 付 書 類）

第14期　事　業　報　告

（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、消費マインドに弱含みも見られましたが、緩やかな景気の回復基調が続きました。今後も雇用・所得環境の改善が期待されますが、多くの不確実性を抱える世界経済や金融資本市場の変動の影響には一層留意が必要となっています。

当社グループが運営するポータルサイト「0-uccino（オウチーノ）」の事業ドメインである住宅・不動産業界では、低水準の住宅ローン金利や国の住宅取得支援策等が消費者の住宅購入に追い風ではあるものの、長期的には少子・高齢化と人口減により国内の需要は伸び悩むと見られています。そのような中、中古マンションの価格は値上がりが続き、とりわけ首都圏の中古マンションの成約価格は、上昇率では縮小傾向が見られるものの、平成25年１月から48カ月連続で前年同月を上回りました（東日本不動産流通機構調べ）。

このような環境のもと、当社グループは、平成25年12月の東証マザーズ市場上場以降、ユーザー視点に立った住宅情報サイトとして、住宅流通市場における情報の質と透明性の確保に貢献するべく、ポータルサイト「0-uccino」の運営に取り組んでまいりました。しかしながら、効率的なサイト運営を目指したプラットフォームの再構築等の大幅な遅れから収益性が低下し、最優先課題であった住宅・不動産関連ポータル事業の再成長のための取り組みでは苦戦を強いられました。一方では、費用対効果の検証に基づいた広告宣伝費の合理化などのコスト抑制では一定の成果が得られたものの、営業利益の改善に寄与するには至りませんでした。

なお、当社グループは、当連結会計年度における特別損失として、246,393千円を計上しました。その主な内容は、平成29年４月予定の本社事務所の移転に関連して計上した移転損失引当金繰入額14,694千円、減損損失13,583千円及び保証金償却21,914千円、海外不動産に対する債権に係る貸倒引当金繰入額159,486千円、また国内の販売用不動産に係るたな卸資産評価損22,337千円等であります。このうち、海外不動産に対する債権の取扱いにつきましては、債務者との交渉経過や財務内容等を総合的に勘案し、回収の見通しが極めて困難であるとの判断に基づくものであります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,108,920千円（前連結会計年度比27.2％減）、営業損失は123,470千円（前連結会計年度は営業利益8,658千円）、経常損失は132,180千円（前連結会計年度は経常利益7,468千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は384,078千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失27,750千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は2,432千円であり、主なものはサイトの改修及びサーバ構築1,495千円によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、金融機関からの既存借入金の借換として、短期借入金150,000千円、長期借入金150,000千円を調達しています。

また、第三者割当による新株発行により819,347千円、第三者割当による自己株式の処分により80,700千円、新株予約権の行使に伴う増資により15,875千円を調達しております。

(4) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題として、以下の点に積極的に取り組んでまいります。

なお、当社は本定時株主総会終結後に新たな経営体制への移行を予定しています。新経営体制において、「対処すべき課題」に重要な変更がある場合、株主、投資家の皆様に速やかにお知らせいたします。

① 注力事業の強化

当社は、平成28年12月９日付で、第三者割当の方法により、新株式発行および自己株式の処分を実施しました。その調達資金を、銀行借入金の返済資金のほか、住宅・不動産関連ポータル事業に係るシステム投資及び人材投資に充当し、運転資金を住宅・不動産関連ポータル事業に集約することで業績の改善を目指します。

② 営業利益改善のためのコストコントロール

当社は、営業利益の改善のため適切なコストコントロールに努めます。コストコントロールの一環として、長期的な固定費の削減を目的として、平成29年４月に本社事務所の移転を予定しています。

③ 財務の健全性の確保

当連結会計年度末において連結子会社が保有する販売用不動産について、不動産の市場動向を注視しながらも早期の販売に努め、的確な在庫管理とキャッシュ・フローの創出を行います。また、連結子会社において貸倒引当金を計上した債権につきましても、個別管理を徹底することで債権回収を促進します。

④ コンプライアンス体制の強化

法的規制を厳守し、企業としての社会的責任を果たすため、管理体制の整備を図るとともに、当社グループ役職員への教育を徹底し、コンプライアンス体制の充実に努めます。

⑤ 人材確保・育成

当社グループが将来に向けて成長を続けていくうえで、必要な人材を十分かつタイムリーに確保していくことが重要であると考えています。新卒採用に加え、専門分野の高い技能を有する人材の中途採用も柔軟に行っていきます。

人材育成に関しましては、採用した人材が早期に戦力として機能するように、職種に応じた研修プログラムの実施、外部ノウハウの活用にも積極的に取り組んでいきます。また貢献度の高い社員を対象に、積極的な管理職登用も実施し、将来の経営層を担う人材育成も併せて実施しています。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

期別 項　目	第11期 平成25年12月期	第12期 平成26年12月期	第13期 平成27年12月期	第14期 (当連結会計年度) 平成28年12月期
売上高（千円）	―	―	1,522,332	1,108,920
経常利益または経常損失（△）（千円）	―	―	7,468	△132,180
親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	―	―	△27,750	△384,078
1株当たり当期純損失（△）（円）	―	―	△23.35	△305.07
総資産（千円）	―	―	1,302,759	1,767,481
純資産（千円）	―	―	798,869	1,329,976

（注）1．「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に表示変更を行っております。

2．第13期より連結計算書類を作成しているため、第12期以前については記載しておりません。

3．1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式の総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 親会社等との間の取引に関する事項

ア．取引にあたって当社の利益を害さないように留意した事項

親会社等との間の取引については、当社取締役会において、客観性が高く適切な取引条件であるか等につき確認をしております。

イ．当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

取締役会の判断については、利害関係を有しない取締役によってなされており、社外監査役からも適切な意見を得ながら決定しております。そのため、当社取締役会は、親会社等との間の取引は、当社の利害を害さないものと判断しております。

③　重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 スペースマゼラン	100,000千円	100.0%	不動産の売買、仲介、賃貸、管理及び鑑定ほか

④　事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

当社グループは、住宅・不動産関連ポータル事業、インターネット広告代理事業、プロパティ事業及び医療サイト事業を主な事業とし、併せてこれに附帯する一切の事業を営んでおります。

(8) 主要な営業所（平成28年12月31日現在）

当社	本社	東京都港区
	大阪支社	大阪府大阪市中央区
	福岡支社	福岡県福岡市博多区
	名古屋支社	愛知県名古屋市中区
子会社	株式会社スペースマゼラン	埼玉県蓮田市

（注）　平成29年２月24日をもって名古屋支社を閉鎖し、その業務は大阪支社に移管しました。

(9) 従業員の状況（平成28年12月31日現在）

企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
55名	15名減

（注）　従業員数は就業人員を記載しています。

(10) 主要な借入先（平成28年12月31日現在）

借入先	借入金残高（千円）
株式会社三井住友銀行	124,998
株式会社りそな銀行	100,000
株式会社東日本銀行	50,000

(11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第１項）があるときの権限の行使に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

当事業年度におきましては、会社法上の分配可能額の確保まで至らなかったことから、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたく存じます。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 4,400,000株

(2) 発行済株式の総数 2,319,100株

(3) 当事業年度末の株主数 917名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	(株)	(%)
穐田誉輝	1,332,000	57.4
山中夕典	55,000	2.4
株式会社ＳＢＩ証券	45,000	1.9
渡邉一生	37,800	1.6
米津幸夫	30,000	1.3
野尻雅友	26,000	1.1
堀口育代	25,000	1.1
林展宏	25,000	1.1
菅間淳	25,000	1.1
三原勇	22,400	1.0

(5) その他株式に関する重要な事項

平成28年12月９日付で、第三者割当の方法により、普通株式1,015,300株を新たに発行いたしました。その結果、当社の発行済株式総数は2,319,100株となっております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

	第４回新株予約権	第５回新株予約権
株主総会の決議	平成24年３月22日	平成24年10月４日
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
発行価額	無償	無償
行使価額	1,250円	1,375円
新株予約権の数	１個	284個
目的となる株式の数	100株	28,400株
権利確定条件	①新株予約権の行使時において、当社株式が日本国内外の金融商品取引所に上場された日から１年間が経過していることを要する。 ②新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかであることを要する。但し、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 ③その他の条件については、当社と各割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	①新株予約権の行使時において、当社株式が日本国内外の金融商品取引所に上場された日から１年間が経過していることを要する。 ②新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかであることを要する。但し、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 ③その他の条件については、当社と各割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
行使期間	自平成26年３月26日 至平成34年３月25日	自平成26年10月５日 至平成34年10月４日
取締役	１名	２名
社外取締役	－名	－名
監査役	－名	１名

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
井 端 純 一	代表取締役社長	
竹 内　　徳	取締役	
清 水 菜保子	取締役	
田 丸 正 敏	常勤監査役	
飯 島 一 郎	監査役	株式会社叶光　代表取締役 叶光創研株式会社　代表取締役 株式会社夢飛行　取締役 有限会社ゴーフォーブロック　取締役 公益財団法人松山バレエ団　理事 NPO法人日本マンガ教育文化普及協会　理事 NPO法人芸術文化創造育成センター　理事 東京税理士会　麻布支部　副支部長 株式会社アクティブコア　監査役 有限会社アクロスティック　監査役 有限会社ファンキー末吉　監査役 一般社団法人全国IT推進研究会　理事
永 井 正 孝	監査役	

(注) 1. 取締役　清水菜保子は、平成28年3月24日開催の第13回定時株主総会において選任され同日付で就任いたしました。
2. 取締役　村田吉隆は、平成28年3月24日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
3. 監査役　田丸正敏、飯島一郎、永井正孝は、社外監査役であります。
4. 監査役　田丸正敏は金融及び不動産業界において、財務、会計に関する長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役　飯島一郎は税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役　永井正孝は事業会社において監査経験があり、コンプライアンス等の知見を有するものであります。
7. 当社は監査役　田丸正敏を、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支　給　額	摘　　要
取 締 役	4名	33,573千円	
監 査 役	3名	4,920千円	(うち社外　3名　4,920千円)

(注) 1. 上記には、平成28年3月24日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年3月27日開催の第10回定時株主総会決議において、年額300,000千円以内（うち社外取締役の報酬額は年額30,000千円以内）と決議いたしております。また監査役の報酬限度額は、平成19年1月24日開催の臨時株主総会決議において、年額10,000千円以内と決議いたしております。

(3) 社外役員に関する事項

① 監査役　田丸正敏

ア．他の法人等の業務執行者の兼任状況

該当事項はありません。

イ．他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ．当該事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況並びに発言状況

当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、また、監査役会17回のうち17回に出席しております。

出席した取締役会において、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行い、出席した監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、その他重要な会議にも出席する等、社外出身の立場から常勤監査役として取締役の業務執行を監査しています。

② 監査役　飯島一郎

ア．他の法人等の業務執行者の兼任状況

株式会社叶光	代表取締役
叶光創研株式会社	代表取締役

イ．他の法人等の社外役員の兼任状況

株式会社夢飛行	取締役
有限会社ゴーフォーブロック	取締役
公益財団法人松山バレエ団	理事
NPO法人日本マンガ教育文化普及協会	理事
NPO法人芸術文化創造育成センター	理事
東京税理士会　麻布支部	副支部長
株式会社アクティブコア	監査役
有限会社アクロスティック	監査役
有限会社ファンキー末吉	監査役
一般社団法人全国IT推進研究会	理事

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ．当該事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況並びに発言状況

当事業年度に開催された取締役会21回のうち18回、また、監査役会17回のうち17回に出席しております。

出席した取締役会において、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行い、出席した監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。社外者による公正・客観的な立場から取締役の業務執行を監査しております。

（注） 監査役 飯島一郎が役員等を兼務する他の法人等と当社の間に特別な関係はありません。

③　監査役　永井正孝

ア．他の法人等の業務執行者の兼任状況

該当事項はありません。

イ．他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ．当該事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況並びに発言状況

当事業年度に開催された取締役会21回のうち19回、また、監査役会17回のうち15回に出席しております。

出席した取締役会において、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行い、出席した監査役会において監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。社外者による公正・客観的な立場から取締役の業務執行を監査しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

いずれの社外監査役も、当社との間で、法令の定める限度まで損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

誠栄監査法人

（注）平成28年３月24日開催の第13回定時株主総会において誠栄監査法人が選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は退任いたしました。

(2) 会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	13,000千円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

（注）1. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は取締役会において以下のとおり「内部統制基本方針」として決議しております。

内部統制基本方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、社会から信頼が求められる情報メディア事業を行っており、その信頼が当社の企業価値であると認識しております。法令、定款及び社内規程を遵守した職務の執行を確保するため「コンプライアンスガイドライン」を制定し、その周知徹底を垂範するとともに、経営企画室を設置し、各部門の法令、定款及び社内規程の遵守状況を監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行い内部統制の実効性を高めます。

また、取締役の職務執行を監督する取締役会及び監査する権限を持つ監査役会を設置し、取締役の職務の執行について厳正な監視を行うことにより、取締役の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合することを確保します。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制

当社は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」により責任の範囲及び権限を適切に定めることにより、取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制を確保します。また、毎月１回の定時及び必要に応じて取締役会を開催し、「経営計画管理規程」に基づき策定された中期経営計画及び年度計画の状況を定期的に検証するものとします。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報（取締役会議事録、稟議書等）は文書（電磁的記録を含む）によって保存し、その取扱いについては、「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行い、必要に応じて常時閲覧可能な状態にするものとします。

(4) 損失の危機の管理に関する規程その他体制

当社は、リスクの顕在化の防止、損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」を制定するとともに、緊急事態発生時には代表取締役社長を室長とする緊急事態対策室を設置し、損害・損失等を最小限にとどめるための具体策を迅速に決定・実行するものとします。また、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨むことを定め、不当要求等に対しては速やかに警察等の外部機関と連携を図り、組織的な対応を行うものとします。

⑸ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、経営会議に子会社の取締役を定期的に参加させ、その営業成績、財務状況など経営状況の報告を義務付けます。経営会議において子会社の損失等のリスクの発生を把握した場合は、その内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告を行うものとします。

また、子会社の管理機能を当社の管理部門に集約することにより牽制機能を強化すると同時に、企業集団全体での法令遵守に関する研修を年１回行い、コンプライアンス意識の醸成を図ります。

⑹ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役が求めた場合には、監査役の業務を補助すべき使用人を任命するものとします。なお、監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は取締役の指揮命令は受けないものとし、監査役に委譲されるものとします。また、その人事については、監査役会の同意を得ることとします。

⑺ 当社及び子会社の取締役、使用人が当社の監査役に報告するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社及び子会社の取締役、使用人は、監査役からの要請に応じ職務執行に関する事項を報告するとともに、法令に違反する事実、会社に甚大な損害を与えるおそれのある事実等を発見したときには、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとします。なお、報告を行った当社及び子会社の取締役、使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

また、監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他重要と思われる会議に出席し、意見を述べることができるものとします。監査役がその職務について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑻ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の役割の重要性を強く認識し、信頼性のある財務報告書を作成するのに必要とされる知識、技術を有する従業員を配置するものとします。また、会計基準その他法令を遵守し、経理規程等を整備して適切な会計処理を行うとともに、一般に公正妥当と認められる基準に従い、内部統制の整備、運用の評価を定期的に実施し、業務改善を継続的に行うものとします。

業務の適正を確保するための体制の運用体制

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会及び経営会議において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、経営企画室は内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程に違反していないかを検証しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（注） 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨て、比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,739,726**	**流動負債**	**362,511**
現金及び預金	1,270,422	買掛金	17,749
売掛金	128,492	未払金	78,764
販売用不動産	256,184	未払費用	16,190
貯蔵品	363	短期借入金	150,000
前払費用	12,823	1年内返済予定の長期借入金	50,004
前渡金	48,199	前受金	9,364
短期貸付金	2,400	未払法人税等	9,723
その他	23,241	預り金	9,418
貸倒引当金	△2,400	移転損失引当金	14,694
固定資産	**27,755**	賞与引当金	4,644
有形固定資産	**3,972**	その他	1,957
建物	986	**固定負債**	**74,994**
工具、器具及び備品	2,986	長期借入金	74,994
無形固定資産	**3,799**	**負債合計**	**437,505**
商標権	1,796	**純資産の部**	
ソフトウェア	2,002	**株主資本**	**1,327,789**
その他	0	**資本金**	**813,860**
投資その他の資産	19,983	**資本剰余金**	**802,837**
差入保証金	19,759	**利益剰余金**	**△288,908**
破産更生債権等	9,179	**新株予約権**	**2,187**
長期未収入金	159,486		
長期貸付金	5,700		
貸倒引当金	△174,142	**純資産合計**	**1,329,976**
資産合計	**1,767,481**	**負債・純資産合計**	**1,767,481**

連結損益計算書

（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		1,108,920
売上原価		554,747
売上総利益		**554,172**
販売費及び一般管理費		677,643
営業損失（△）		**△123,470**
営業外収益		
受取利息	166	
その他	2,492	2,658
営業外費用		
株式交付費	4,761	
支払利息	2,608	
為替差損	2,428	
その他	1,570	11,369
経常損失（△）		**△132,180**
特別利益		
新株予約権戻入益	737	737
特別損失		
減損損失	20,060	
貸倒引当金繰入額	167,386	
移転損失引当金繰入額	14,694	
たな卸資産評価損	22,337	
保証金償却	21,914	246,393
税金等調整前当期純損失（△）		**△377,836**
法人税、住民税及び事業税	6,241	6,241
当期純損失（△）		**△384,078**
非支配株主に帰属する当期純利益		**－**
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		**△384,078**

連結株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	395,293	385,293	255,628	△241,159	795,057
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	418,566	417,543			836,110
親会社株主に帰属する当期純損失			△384,078		△384,078
自己株式の処分		△160,459		241,159	80,700
自己株式処分差損の振替		160,459	△160,459		－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	418,566	417,543	△544,537	241,159	532,731
当連結会計年度末残高	813,860	802,837	△288,908	－	1,327,789

（単位：千円）

	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	3,812	798,869
連結会計年度中の変動額		
新株の発行		836,110
親会社株主に帰属する当期純損失		△384,078
自己株式の処分		80,700
自己株式処分差損の振替		－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,625	△1,625
連結会計年度中の変動額合計	△1,625	531,106
当連結会計年度末残高	2,187	1,329,976

貸　借　対　照　表

（平成28年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,719,559**	**流動負債**	**350,363**
現金及び預金	1,151,253	買掛金	17,749
売掛金	128,492	未払金	68,118
貯蔵品	343	未払費用	16,190
前払金	13,407	未払法人税等	9,633
前払費用	12,476	前受金	9,364
短期貸付金	480,000	短期借入金	150,000
その他	2,743	1年内返済予定の長期借入金	50,004
貸倒引当金	△69,157	預り金	9,005
固定資産	**27,125**	賞与引当金	4,644
有形固定資産	**3,972**	その他	957
建物	986	移転損失引当金	14,694
工具、器具及び備品	2,986	**固定負債**	**74,994**
無形固定資産	**3,799**	長期借入金	74,994
商標権	1,796	**負債合計**	**425,357**
ソフトウェア	2,002	**純資産の部**	
その他無形固定資産	0	**株主資本**	**1,319,140**
投資その他の資産	**19,353**	**資本金**	**813,860**
関係会社株式	0	**資本剰余金**	**802,837**
破産更生債権等	9,179	資本準備金	802,837
差入保証金	19,129	**利益剰余金**	**△297,557**
貸倒引当金	△8,955	その他利益剰余金	△297,557
資産合計	**1,746,685**	繰越利益剰余金	△297,557
		新株予約権	**2,187**
		純資産合計	**1,321,327**
		負債・純資産合計	**1,746,685**

損　益　計　算　書

（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		990,656
売上原価		458,929
売上総利益		**531,727**
販売費及び一般管理費		650,972
営業損失（△）		**△119,245**
営業外収益		
受取利息	124	
その他	1,862	
業務受託収入	420	2,407
営業外費用		
株式交付費	4,761	
支払利息	2,608	
貸倒損失	2,252	
為替差損	13	
その他	1,534	11,170
経常損失（△）		**△128,008**
特別利益		
新株予約権戻入益	737	737
特別損失		
減損損失	20,060	
貸倒引当金繰入額	68,957	
移転損失引当金繰入額	14,694	
関係会社株式評価損	99,999	
保証金償却	21,914	225,626
税引前当期純損失（△）		**△352,897**
法人税、住民税及び事業税	6,061	6,061
当期純損失（△）		**△358,959**

株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	395,293	385,293	385,293	221,861	221,861	△241,159	761,289	3,812	765,102
当期変動額									
新株の発行	418,566	417,543	417,543				836,110		836,110
当期純損失				△358,959	△358,959		△358,959		△358,959
自己株式の処分		△160,459	△160,459			241,159	80,700		80,700
自己株式処分差損の振替		160,459	160,459	△160,459	△160,459		－		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							－	△1,625	△1,625
当期変動額合計	418,566	417,543	417,543	△519,418	△519,418	241,159	557,850	△1,625	556,225
当期末残高	813,860	802,837	802,837	△297,557	△297,557	－	1,319,140	2,187	1,321,327

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年２月23日

株式会社　オ ウ チ ー ノ
　取　締　役　会　御　中

誠栄監査法人

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　田　村 和　己　㊞

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　森　本 晃　一　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社オウチーノの平成28年１月１日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オウチーノ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成27年12月31日をもって終了した前連結会計年度の連結計算書類は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該連結計算書類に対して平成28年２月23日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年２月23日

株式会社　オ ウ チ ー ノ
　取　締　役　会　御　中

誠栄監査法人

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　田　村　和　己　㊞

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　森　本　晃　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社オウチーノの平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成27年12月31日をもって終了した前事業年度の計算書類及びその附属明細書は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該計算書類及びその附属明細書に対して平成28年２月23日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年２月28日

株式会社 オウチーノ　監査役会

常勤社外監査役　田　丸　正　敏　㊞

社 外 監 査 役　飯　島　一　郎　㊞

社 外 監 査 役　永　井　正　孝　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（１）今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条(目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

（２）将来の機動的な資本政策のため、現行定款第６条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を変更するものであります。

（３）経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、現行定款第20条（代表取締役および役付取締役）第２項について、取締役に役付取締役として、新たに取締役会長を定めることができる旨を追加するものであります。

（４）適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427 条第１項の責任限定契約に関する規定に基づき、現行定款第22条（取締役の責任免除）第２項の変更を行うものであります。なお、この規定の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．インターネットを利用した情報提供サービス業	１．インターネットを利用した各種情報提供サービス及び情報処理サービス
２．インターネットを利用するための接続サービス業	２．インターネットによるホームページの企画、制作及び運営、開発、設計、製造、販売、使用許諾、保守、管理、輸出入およびこれらの仲介業
３．インターネットを利用するための接続に関するコンサルティング業	３．コンピューター、通信システム、その周辺機器並びにソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、運用及びその代理業
４．コンピュータ利用による情報処理サービス	４．広告事業
５．インターネットのホームページの企画・立案	５．広告代理業
６．コンピュータソフトウェアの開発および販売	６．印刷事業

現行定款	変更案
７．ニューメディアに関するシステム開発および販売	７．出版事業
８．雑誌・パンフレット等紙メディアを利用した情報提供サービス業	８．イベント（セミナー・講演会等）の企画、立案、制作、運営
９．広告代理業	９．市場調査に関する業務
１０．イベントの企画・立案・制作	１０．知的財産権（著作権・商品化権等）の実施、使用、利用許諾、維持、管理
１１．広告に関する市場調査業務	１１．キャラクター商品の企画、開発及び著作権、意匠権、商標権の管理、使用許諾、譲渡並びにこれらの仲介、代理業
１２．印刷業・出版業	１２．経営コンサルティング業務
１３．知的財産権（著作権・商品化権等）の実施、使用、利用許諾、維持、管理	１３．金融業
１４．講演会、セミナー等の企画・制作・運営	１４．投資業
１５．レコード・録音テープ・ビデオテープ・光学式ディスク・映画等の企画、制作、および輸出入	１５．コールセンターによる各種情報サービス業
１６．経営コンサルティング業務	１６．損害保険代理業務および生命保険の募集に関する業務・締結の媒介に関する業務
１７．損害保険代理業務および生命保険の募集に関する業務・締結の媒介に関する業務	１７．古物売買並びにその仲介およびその受託販売
１８．有価証券の保有および運用	１８．衣料品、装身具、装飾品、日用雑貨、衣料雑貨、服飾雑貨、洋品雑貨、装飾雑貨、室内装飾品、備品等の賃貸、販売、輸出入及び仲介
１９．不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸、交換管理およびその代理・仲介業	１９．不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸、交換管理およびその代理・仲介業
２０．リフォーム住宅工事・建築・土木・解体工事の企画・設計・施工・請負・管理およびこれらに関するコンサルティング業	２０．リフォーム住宅工事・建築・土木・解体工事の企画・設計・施工・請負・管理並びにこれらの仲介、コンサルティング業
２１．不動産の調査業務および不動産に関するコンサルティング調査	２１．不動産の調査業務、コンサルティング調査、鑑定業
２２．衣料品・日用雑貨の企画・製造・輸出入および販売	２２．旅行業法に基づく旅行業
（新設）	２３．旅行代理店業
２３．（条文省略）	２４．（現行定款２３通り）
２４．（条文省略）	２５．（現行定款２４通り）
第３条～第５条　（省略）	第３条～第５条　（現行通り）
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、 ４，４００，０００株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、 ９，２７６，４００株とする。

現行定款	変更案
第７条～第19条　（省略）	第７条～第19条　（現行通り）
（代表取締役および役付取締役） 第20条（条文省略） ２　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	（代表取締役および役付取締役） 第20条（条文省略） ２　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第21条　（省略）	第21条　（現行通り）
（取締役の責任免除） 第22条　（条文省略） ２　当会社は、社外取締役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（取締役の責任免除） 第22条　（現行通り） ２　当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（３名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ 穐田誉輝（あきた よしてる） （昭和44年４月29日）	平成５年４月　㈱日本合同ファイナンス（現 ㈱ジャフコ）入社 平成８年４月　㈱ジャック（現 ㈱カーチスホールディングス）入社 平成11年９月　㈱アイシーピー代表取締役 平成12年５月　㈱カカクコム取締役 平成13年12月　同社代表取締役社長 平成18年６月　同社取締役相談役 平成19年７月　クックパッド㈱取締役 平成24年５月　同社代表執行役 平成27年７月　㈱みんなのウェディング取締役会長（現任） 平成27年12月　㈱リアルワールド社外取締役（現任） 平成28年３月　クックパッド㈱取締役兼執行役 平成29年１月　同社取締役（現任）	1,332,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	※ 堀口育代 （昭和39年５月16日）	昭和62年４月　㈱リクルート（現　㈱リクルートホールディングス）入社 平成７年８月　びあ㈱入社 平成９年６月　㈱ベネッセコーポレーション入社 平成19年４月　同社執行役員 平成25年３月　ヤフー㈱入社 平成26年５月　クックパッド㈱執行役	25,000株
3	竹内徳 （昭和53年３月25日）	平成15年２月　㈲フーディーズ 入社 平成17年３月　㈱アドパークコミュニケーションズ 入社 平成18年12月　当社入社 平成21年３月　当社取締役 メディアマーケティング部長 平成26年３月　当社常務取締役 平成27年３月　当社取締役（現任）	4,000株
4	※ 菅間淳 （昭和46年７月26日）	平成５年10月　公認会計士第２次試験合格 平成７年４月　山一證券㈱入社 平成10年２月　プライスウォーターハウスコンサルタント㈱（現　日本アイ・ビー・エム㈱）入社 平成12年４月　メリルリンチ証券 東京支店入社 平成15年10月　リーマンブラザーズ証券 東京支店入社 平成18年７月　ドイツ証券㈱入社 平成26年５月　クックパッド㈱執行役	25,000株
5	※ 林展宏 （昭和36年１月10日）	昭和59年４月　安田生命保険相互会社（現　明治安田生命保険相互会社）入社 平成17年４月　日本テレコム㈱（現　ソフトバンク㈱）執行役員人事本部長 平成20年７月　㈱シグマクシス　パートナー兼人事ダイレクター 平成27年２月　クックパッド㈱執行役	25,000株

（注）1. ※は新任取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 穐田誉輝氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。 なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次の通りであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
宇賀村彰彦 （昭和49年９月４日）	平成10年10月　中央監査法人入所 平成14年４月　公認会計士登録 平成21年９月　弁護士登録 平成21年９月　鳥飼総合法律事務所入所 平成28年１月　和田倉門法律事務所開設 パートナー（現任）	―株

（注）1. 補欠監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 宇賀村彰彦氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。
3. 宇賀村彰彦氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は、弁護士及び公認会計士として十分な知見を有しており、見識と経験を活かした監査が実現できると判断したためであります。
4. 法令に定める監査役の員数を欠き、宇賀村彰彦氏が社外監査役として就任した場合、当社は会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結する予定であります。

第４号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員を対象とするストック・オプションとして発行する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集事項の決定を取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役に対して付与いたしますストック・オプションとしての報酬額は、本件新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる本件新株予約権の総数を乗じた額となり、現在、社外取締役を含めた取締役の報酬額として平成25年３月27日開催の第10回定時株主総会決議により、ご承認いただいております年額300,000千円に含めております。

また、第２号議案が原案通り、承認可決されますと、本議案の対象となる取締役は５名となります。

１．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社及び当社子会社の取締役、従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的として、当社及び当社子会社の取締役、従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

２．新株予約権の割当てを受ける者

当社及び当社子会社の取締役及び従業員

３．新株予約権の内容

（１）新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式69,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果、１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、本総会決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない

事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる株式数の調整を行うものとする。

（2）新株予約権の数

690個を上限とする。

なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、前項(1) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

（3）新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権割当て当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日の後、当社が時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換（取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。）による場合を除く。）する場合、次の算式（以下、「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額×

$$\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新規発行株式数}\times\text{１株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に読み替えるものとする。

さらに、行使価額調整式中の募集株式発行前の時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日より１年を経過した日を始期として、割当日より10年を経過する日まで

（６）新株予約権の行使条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

② 新株予約権者が権利行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、相続開始後１年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人が死亡して再び相続が生じた場合の相続人には権利行使を認めない。

③ その他の権利行使条件については、当社と新株予約権者の割当を受ける者との間で締結する契約に定める。

（７）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い計算される資本金等増加限度額（以下、「資本金等増加限度額」という。）の２分の１に相当する額。ただし、１円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、本新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、０円とする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を控除した額とする。

（8）新株予約権の取得事由

① 当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、かつ、当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

② 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

③ 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式についての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

④ 本新株予約権の割当てを受けた者が上記（6）の条件に該当しなくなった場合、当社は新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

（9）組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、吸収分割もしくは新設分割、株式交換または株式移転（以下を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日。以下、同じ。）の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、当該本新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数

をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数または算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記３(１)に準じて調整する。

③ 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記３(２)に準じて調整する。

④ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤ 新株予約権の行使の条件

上記３（６）に準じて決定する。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記３（７）に準じて決定するものとする。

⑦ 譲渡による新株予約権の譲渡による取得の制限

譲渡による新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記３（８）に準じて決定する。

(10) 行使時に交付すべき株式数の１株に満たない端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

(11) その他の内容

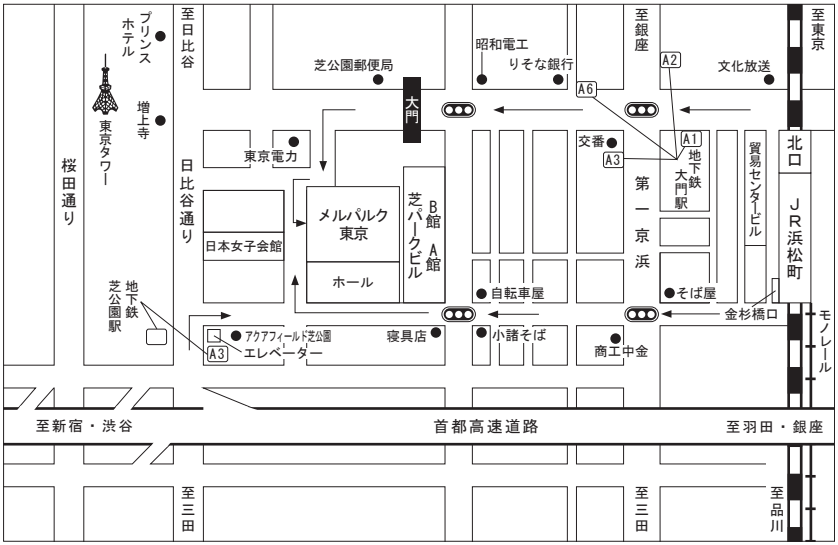
新株予約権の発行に関するその他の内容については、別途開催される取締役会決議において定める。

以上

〈メ　モ　欄〉

第14回定時株主総会会場ご案内図

会　場：東京都港区芝公園二丁目５番20号
　　メルパルク東京　６階「ラ・ルミエール」



（交通）　●JR・モノレール
　　浜松町駅(北口)より徒歩10分
●都営地下鉄三田線
　　芝公園駅A3出口より徒歩５分
●都営地下鉄浅草線・大江戸線
　　大門駅A3・A6出口より徒歩７分